公立大学法人大阪物品調達及び委託業務等に係る
事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）共通入札説明書

公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が郵便方式で実施する物品調達及び委託業務等に係る事後審査型条件付き一般競争入札において、入札参加者は、この共通入札説明書のほか、当該入札案件に係る「入札公告（以下「公告」という。）」、「公立大学法人大阪事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）実施要綱（以下「実施要綱」という。）」及び「公立大学法人大阪事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得（以下「心得」という。）」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1　入札参加資格

次に掲げる要件を、すべて満たしていること。なお、下記要件を審査する基準日は、開札日時とする。

（1）次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産者で復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（2）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による

改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

（4）消費税及び地方消費税を完納していること。

（5）営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること

（6）公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと

（7）公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当しないこと

（8）大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録していること

2　入札参加

（1）入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

①入札書・・・・・・・2 通（第 1 回及び第 2 回）

※ただし、予定価格を事前公表して行う入札においては、入札回数を 1 回とすることから、提出する入札書は 1 通とする。

（2）入札書の提出期間および提出場所

①提出期間　　公告の日から公告に示す提出期限まで

②提出場所　　契約担当課（16 に同じ）

（3）入札書は、公告に示す提出期限までに、必ず「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかの方法にて提出しなければならない。

（4）入札書の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。なお、「5　入札の保留、延期又は取り止め」（1）～（3）の理由により、入札の保留等となった場合も同様の扱いとする。

3　仕様書等に関する質問

仕様書、契約書案、その他関係資料等（以下、「仕様書等」という。）の内容についての質問は、次のとおりとする。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

（1）受付期間　　公告の日から公告に示す受付期限まで

（2）質問方法　　公告に示す方法により提出すること

（3）回答方法　　公告に示す日付でホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

4　入札方法

（1）ホームページの公告ページに掲載している所定の入札書をダウンロードして使用すること。なお、入札書は、法人より紙での配付を行わない。

（2）入札書に記名押印の上、**「一般書留」又は「簡易書留」**のどちらかによる方法で、入札書の提出期限までに指定された場所に到達するように提出しなければならない。

（3）入札書に記載する日付は、入札参加申出日とすること。なお、日付が無記入の場合は、（2）により法人に到達した日を入札参加申出日とする。

（4）入札書の封かん方法等については、次のとおりとする。

①入札用封筒は 2 通用意し、それぞれ第 1 回又は第 2 回（再度の入札を指す。以下同じ。）の入札書を入れること。尚、当該入札が第 2 回の入札を行わない場合、提出された第 2 回の入札書は開封しないものとする。

②予定価格を事前公表して行う入札においては、入札回数を 1 回とすることから、提出する入札書は 1 通とする。また、予定価格を事前公表しない入札において、1 通（第 1 回）の入札書しか提出しないことは可とするが、当該入札が第 2 回の入札を行うこととなった場合、その者は第 2 回の入札に参加することができないものとする。

③郵送用封筒及び入札用封筒は、封かんすること

④郵送用封筒及び入札用封筒に、当該案件名称及び郵便入札参加者名（商号名又は名称）を記載すること。また、入札用封筒を 2 通提出する場合、入札回数が分かるように記載すること

⑤封筒の記入方法等は、公告に示す「入札書の郵送方法について」のとおりとする。

（5）**入札書は、法人への直接持参は認めない。**

（6）入札書の提出期限までに到達しない入札書は無効とする。

（7）落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10（軽減税率対象物品の買入については 100 分の 8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。ただし、予定数量に対する総価で入札を行わなかった単価契約にあっては、原則として端数処理は行わない。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、単価契約の場合は、以下のとおり案件によって入札書に記載する金額が違うので、留意すること。

単価で入札する場合 …… 契約希望単価から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載する。

総価で入札する場合 …… それぞれの品名に係る契約希望単価から消費税及び地

方消費税相当額を除いた金額に納入予定数量を乗じて得た額の総額を入札書に記載する。

（８）**入札書の「くじ番号」欄に、任意の３桁のアラビア数字「０００～９９９」を記入すること。「0」の桁も必ず記入すること**

（９）提出された入札書は返却しない。なお、「５　入札の保留、延期又は取り止め」（１）～（３）の理由により入札の保留等となった場合も同様とする。また、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（10）開札の結果、落札候補者がいないときには、直ちに再度入札を行う。この場合において、再度の入札は１回とする。ただし、予定価格を事前公表して行う入札においては、再度入札を行わず、当該入札案件は取り止めるものとする。

（11）再度の入札には、次に該当する者は参加することができない。

ア　心得第 12 条第２項の規定に該当する者

イ　公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 9 条の規定により最低制限価格を適用している場合は、最低制限価格より低い価格で入札をした者

5　入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）する場合がある。

（１）天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき

（２）入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき

（３）その他、法人がやむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき

6　調査の実施

５（２）により、入札を保留等したときは、必要に応じて入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は必要に応じて調査に協力しなければならない。

7　入札保証金等に関する方法

（１）入札保証金　　免除

（２）契約保証金　　公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 24 条第１項の規定に該当する場合は免除

8　入札に参加することができない者

入札書を提出した日（法人に到達した日とする。）から開札日時までの期間において、次のアからウまでのいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア　公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
イ　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
ウ　公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第３条の規定に該当する者

9　開札

（１）開札の日時・場所

公告において示した日時及び場所において行うものとする。

（２）開札の方法

開札は入札執行担当職員及び１名以上の入札担当職員で行い、郵送された郵送用封筒及び入札書在中の入札用封筒を開封し、開札結果を発表する。また、開札の執行をビデオカメラで録画する。

（３）開札の傍聴

開札を傍聴しようとする郵便入札参加者は、入札公告に示す期間内に開札の傍聴にかかる申請をすることにより、傍聴の許可を得るものとする。傍聴の許可を得ていない者は傍聴することができない。

①受付期間　　公告の日から公告に示す受付期限まで（ただし、定員に達し次第締め切る）

②申請方法　　入札公告に示す方法により受付するものとし、それ以外によることは認めない。傍聴は郵便入札参加者１者につき１名まで認め、受付は先着順とし、入札公告に示す定員になり次第締め切るものとする。

③結果通知　　傍聴可能な者についてのみ通知する。

④開札傍聴の注意事項

ア　傍聴の許可を得た者（以下「傍聴者」という。）は、開札時刻 10 分前までに開札場所に集合しなければならない。開札時刻 10 分前を過ぎた場合は、傍聴の許可を取り消し、開札場所に入場させないものとする。

イ　傍聴者の身分を確認するため、開札場所に集合した傍聴者に、社員証等入札参加業者の役員又は従業員であることを証明できるものを提示させるものとする。

ウ　傍聴者が当該案件に応札していない場合は、傍聴の許可を取り消し、開札場所に入場させないものとする。

エ　入札執行担当職員は、傍聴者が心得第７条第７項の規定に違反するときは、これを制し、かつ、その指示に従わないときは、その傍聴者を退場させるものとする。

10　入札の無効

（１）心得第８条各号及び第９条第３項の規定に該当する入札

（２）入札に参加する資格のない者の入札

（３）入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

（４）提出書類に虚偽の記載をした者の入札

（５）法人所定の入札書を用いないでした入札

11　事後審査

開札の結果、落札者の決定を留保した上で、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲内）で最低の価格（売払い契約にあっては、予定価格以上で最高の価格）をもって申込みをした者を落札候補者とし、落札候補者に対して、入札参加資格の審査（以下、「事後審査」という。）を行う。

ただし、開札後、「１　入札参加資格」の審査を行い、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の行った入札は無効とする。この場合は、事後審査申請書（以下「審査申請書」という。）及び事後審査資料（以下「審査資料」という。）の提出は要しないこととする。

（１）事後審査の方法等

①予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払い契約にあっては、予定価格以上で最高の価格）をもって申込みをした者を落札候補者とし、落札候補者についてのみ開札後、事後審査を実施する。

②開札後、速やかに、落札候補者に対して、落札候補者に決定した旨通知し、落札候補者以外への個別通知は行わない。落札候補者は、審査申請書及び審査資料の提出を求められた場合は、公告に示す提出期限までに審査申請書及び審査資料を提出しなければならない。なお、提出しない場合は落札候補者としての権利を失う。

※提出された書類は返却しない。また、提出後の差し替えは認めない。（法人が補正等を求める場合を除く。）

なお、提出書類に関し、説明・追加資料を求めることがある。

※提出された書類は、提出者に無断で他に使用しない。

③落札候補者が同額により２人以上あるときは、心得の別紙「くじの方法」に定めるところにより、落札候補者順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。なお、くじの対象者で、くじ番号が同一となった場合に「抽選番号」を付与するために確認する大阪府入札参加資格者名簿に未登録となっているくじ対象者は、無効とする。くじは開札日と同日に行うものとする。

④事後審査の結果、入札参加資格があると判断した落札候補者を落札者とする。

⑤事後審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断したときは、直ちに、

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格（売払い契約にあっては、予定価格以上で最高の価格）をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、事後審査を行う。なお、次順位者が２人以上あるときは、前記③と同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

⑥前記⑤は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

⑦上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位者以降の事後審査を行わない。

（３）事後審査の結果通知

事後審査の結果については、事後審査結果通知書により通知するものとする。

（４）事後審査の結果に対する説明要求

事後審査で、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して、３日（土・日・祝日を除く。）までであれば、法人に対して、入札参加資格がない旨の理由の説明を求めることができる。なお、説明を求める場合は、事後審査結果に対する説明要求書を審査申請書の提出先に提出しなければならない。

12　落札候補者及び落札者の決定

心得第 10 条の規定により、落札候補者及び落札者を決定する。なお、落札者は、開札後、事後審査を行った後決定するため、落札者の決定までに日時を要する。

13　開札結果及び入札結果の公表

（１）開札結果及び入札結果はホームページに掲載する。

（２）くじにより落札候補者順位を決定した場合は、同価入札者名、同価入札者に付与した抽選番号、同価入札者のくじ番号、乱数、乱数を同価入札者の数で除した「余り」等を、ホームページの公告ページに掲載する。

14　契約手続き等

（１）契約書（契約内容を記載した電磁的記録を含む。）を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印（電磁的記録の場合は電子署名）し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内（土・日・祝日を除く。）又は公告に提出期日の指定がある場合は公告に記載の期日までに契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

（２）（１）の期間内に契約書の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を失う。

（３）落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、次のアからウのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア　入札参加資格の要件を満たさなくなった場合

イ　公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けている場合

ウ　公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 15 条第 1 項に該当する場合

（4）落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

（5）（2）から（4）により落札者が契約を締結しないときは、落札金額（予定数量に対する総価で入札を行わなかった単価契約にあっては、納入予定数量を契約単価で乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額。長期継続契約にあっては、落札金額を 1 年あたりの額に換算した金額）の 100 分の 2 に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、法人は一切の責めを負わないものとする。

15　契約条項を示す場所

ホームページの公告ページに掲載

16　契約担当課

公立大学法人大阪　本部事務機構財務部　契約課

〒599-8531　堺市中区学園町 1 番 1 号

大阪公立大学中百舌鳥キャンパス　A11 棟 1 階

TEL：072-254-9136　　FAX：072-247-6951

電子メール：　gr-keya-anken[at]omu.ac.jp

※[at]を@に置き換えてください。

17　その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札をした者は、入札後、仕様書、図面、設計書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（3）事後審査は、開札後、落札候補者についてのみ実施する。そのため開札結果で公表されている全ての入札参加者が、当該案件の入札参加資格を有しているとは限らないため、留意すること。

（4）この公告に定めのない事項については、実施要綱、心得、法人の定める諸規定及びその他各種法令の定めるところによる。

（5）本案件における契約条項について、変更を予告してある場合を除き、原則として「15. 契約条項を示す場所」で掲げている契約条項から変更できないものとする。